

## 学校法人君が淵学園知的財産審査専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人君が淵学園職務発明等規則第14条に基づき審査専門委員会(以下「審査会」という。)について必要な事項について定める。

(審議)

第2条 審査会は、次の事項を審議し、その結果を理事長に答申するものとする。

- (1) 学校法人君が淵学園職務発明等規則第4条第1項に規定する届出による発明等が職務発明等に該当するか否かの審査
- (2) 当該職務発明等の評価
- (3) 出願等を行うことができる要件を具備しているか否かの審査
- (4) その他この規則に関連する事項で理事長が必要と認めた事項

2 審査会は、必要に応じ、当該発明者及び関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

(審査会の構成)

第3条 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長(研究担当)
- (2) 地域共創センター長
- (3) 各学部長
- (4) 事務局長
- (5) その他委員長が指名する者若干名

2 審査会に委員長を置く。委員長は、前項第1号の委員の中から理事長が指名する。

3 審査会に副委員長を置く。副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長が欠けたとき、また委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第1項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を審査会に出席させることができるものとする。

(議決)

第6条 審査会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、欠席委員が委員長に議決権を一任した場合は、出席したものとみなす。

2 審査会の議決は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(出願決定)

第7条 理事長は、審査会からの答申を受けたときは、当該発明等の出願の可否を決定し、当該決定を  
発明審査結果最終通知書により、速やかに発明者等に通知するとともに、出願することを決定した  
発明等について、審査会に出願を指示する。

(事務)

第8条 審査会の事務は、地域共創センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附則

1. この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正は、平成23年 4 月 1 日から施行する。